

各 位

2022年12月23日

会 社 名 株式会社ジェネレーションパス
代 表 者 名 代表取締役社長 岡 本 洋 明
(コード番号：3195 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 鈴 木 智 也
(TEL. 03-5909-2937)

剰余金の配当（初配）及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年1月30日開催予定の第21回定時株主総会に剰余金の配当及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 剰余金の配当について

(1) 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (2022年12月15日公表)	前期実績 (2021年10月期)
基 準 日	2022年10月31日	同左	2021年10月31日
1株当たり配当金	9円00銭	同左	0円00銭
配 当 金 総 額	73百万円	同左	—
効 力 発 生 日	2023年1月31日	同左	—
配 当 原 資	利益剰余金	同左	—

(2) 配当の理由

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しておりますが、これまで配当を実施しておりませんでした。しかしながら、健全な企業活動による利益の確保と拡大を目指し、安定した収益に基づき、将来の事業展開に備えた内部留保を確保しつつその一部を配当として株主の皆様へ還元することを基本方針といたしました。配当につきましては、連結経常利益3億円以上を達成した場合に実施することを基本といたします。

上記を踏まえ、当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株につき9円00銭（配当金総額73百万円）の期末配当を実施することを決定いたしました。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	<u>(附則)</u> 1. 定款第16条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、 <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> 2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

(1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 2023年1月30日(月)

(2) 定款一部変更の効力発生予定日 2023年1月30日(月)

以上